

# 回覧 令和5年4月15日（三股町）代表☎：52-1111

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】   | 【No.】 | 【内容】   |
|--------|-------|--|
| 〈募集〉   | 1     | ◆令和5年度「健康マイレージ事業」参加者募集！！   |
|        | 2     | ◆生涯学習教室「わくわく教室(6月開講)」の受講生を募集します                                  |
|        | 3     | ◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか<br>◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します |
|        | 4     | ◆手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講生を募集します<br>◆「まちパフォ！」の出演者を募集します                |
|        | 5     | ◆介護認定調査員を募集します<br>◆介護支援専門員（ケアマネジャー）を募集します                        |
| 〈お知らせ〉 | 6     | ◆4月28日～5月7日は、マイナンバーカード関係の手続きができません<br>◆家内労働(内職)情報をお知らせします        |
|        | 7     | ◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・発信を支援します                              |
|        | 8     | ◆犬の登録と狂犬病予防注射を実施します  |
|        | 9     | ◆ <small>せんていえだ</small> 剪定枝のリサイクル事業を行っています                       |
|        | 10    | ◆リサイクルにご協力を  |
|        | 11    | ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます   |
|        | 12    | ◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます  |

## ◆早馬まつりを4年ぶりに開催します！

「踊れ踊れよ かわらげ馬が 栗毛かわらげ ヨイショ 鍋屋のこかげ・・・」

100年以上の歴史を持つ早馬まつり。毎年4月29日に早馬神社境内で五穀豊穡を祈願するジャンカン馬踊りや郷土芸能が奉納され、奉納が終わると各地区で踊りを披露する「庭もどし」も行われます。

また、ステージでは町内グループの踊りやご当地ヒーロー「ミマタレンジャー」ショーの披露や、弓道・剣道・四半的の奉納大会も同時開催されます。



- | 【分類】      | 【No.】 | 【内容】  |
|-----------|-------|---|
|           | 13    | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています                                  |
|           | 14    | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します                                    |
| 〈保健と福祉〉   | 15    | ◆障害者(児)の日常生活用具給付事業の内容を拡充しました                                  |
|           | (一般)  |   |
| 〈保健と福祉〉   | 16    | ◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します  |
|           | (高齢者) |   |
|           | 18    | ◆医療・介護が必要な「もしものとき」に備えて<br>◆高齢者補聴器購入補助金のお知らせ                   |
| 〈農林畜産業関連〉 | 19    | ◆5月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ<br>◆令和5年度 都城北諸地域農作業料金および賃金表について        |
|           | 20    | ◆畜産農家の皆さんへ<br>毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です                      |
| 〈相談〉      |       | ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています  |
|           | 21    | ◆「人権相談」を実施します<br>◆「行政相談」を実施します                                |
|           | 22    | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します<br>◆「無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



April



**募 集**

◆令和5年度「健康マイレージ事業」参加者募集！！

健康マイレージ事業とは、健康づくりに取り組む人が、頑張った分だけ特典がもらえる健康づくりのポイント制度です。貯まったポイントは、地域商品券に交換できます。指定の専用活動量計を持ち歩き、歩いた歩数や各種教室への参加などに応じてポイントが貯まります。あなたの一歩が、地域の皆さんの笑顔につながります。

歩くことで、あなたと三股町を元気にしてみませんか。

|      |   |  |
|------|---|--|
| 対象者  | 30歳以上の三股町民（平成6年4月1日以前に生まれた人）<br>本年度中に30歳に到達する人も対象になります。 |  |
| 定員   | 200人(先着順)<br>※定員に達し次第、締め切ります。                           |  |
| 事業期間 | 5月開催の説明会～令和6年2月末  |  |
| 参加料  | 2,000円  |  |
| 特典   | その1   | 5,500円相当の専用の活動量計((株)TANITAの歩数計)を渡します。<br>専用サイトへの通信対応機器で、歩数データを楽に管理できます。  |
|      | その2   | 専用プログラム「からだカルテ」で、歩数や体重変化などの状況を確認できます。  |
|      | その3   | 歩いた分がポイントになります。<br>町内で使用できる商品券と交換できます。   |
| 申し込み | ☆申し込みは、2段階  |  |
|      | ステップ1<br>説明会への<br>参加申し込み                                | <p>■申し込み方法は、2通りあります。<br/>(電話での申し込みはできません。)</p> <p>①「申込用紙」を町健康管理センターに提出。<br/>申込用紙は、町役場案内、<br/>町健康管理センターにあります。</p> <p>②町公式サイト専用サイトから申し込む。<br/>町公式サイトは、こちら→<br/>4月15日(土)から受付可能です。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 申し込み | <p>ステップ2<br/>説明会参加</p> <p>※新規の人の説明会です。</p> <p>■説明会日程(新規の人のみ) =<br/>5月26日(金) 午後3時30分～<br/>5月28日(日) 午前11時～<br/>午後3時30分～<br/>5月29日(月) 午前9時15分～<br/>※説明会は、概ね1時間の予定です。<br/>※受付時間は、開始15分前からです。<br/>※上記日程から1つ選んで、ご予約ください。</p> <p>■場 所 = 町健康管理センター</p> <p>■内 容 =</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート記入、体組成測定(血圧、体重、体脂量、筋肉量など)</li> <li>・事業説明(ポイントの貯め方、機器の使い方など)</li> </ul> <p>※参加料 2,000円をお持ちください。<br/>※体組成測定は、裸足で行います。着脱しやすい靴下でお越しください。</p> |
|      | <p>※受付時間に会場来て、各手続きを行ってください。<br/>人数が集中する場合は、待つことがあります。<br/>※感染症拡大防止のため、人数を制限するなど対策を講じて実施する予定です。</p>   |
| 申込期限 | 5月5日(金)まで  |

※申し込んだ人は、初回説明会への出席が必要です。

説明会参加申し込みのみでは、参加の手続きは完了しません。

★お問い合わせは、町健康管理センター

☎:52-8481 にお願ひします。



# ◆あなたの仲間づくりと学びの心を応援します！ 生涯学習教室「わくわく教室(6月開講)」の受講生を募集します

## ■申込方法 =

受講希望者は、下記の二次元コードか町公式サイトからの電子申請または、町中央公民館にある申込書に必要事項を記入のうえ、町教育委員会教育課 生涯学習係へお申し込みください。  
※電話での申し込みは受け付けていません。

## ■申込受付期間 =

5月9日(火)まで(期限厳守)  
※定員を上回る申込があった場合は、抽選となります。  
※受講生が10名未満または、3分の2以上が町内在住あるいは在勤でない場合は開講できません。

## ■受講料 =

2,500円/年(2時間コース×10回または、1時間コース×20回)  
No.8「薬草を学ぼう」は年3回で750円  
No.10「わくわくパン教室」は年6回で1,500円  
No.25「実家の片付けと親との向き合い方」は年1回で250円

※複数回実施の教室は、途中で脱退されても受講料は返却できません。  
初回は無料で体験扱いとなります。  
※教室によっては、受講料とは別途で教材費などの個人負担が発生します。

|            |     |
|------------|-----|
| 開催場所       | No. |
| <b>教室名</b> |     |
| 教室の内容      |     |
| 準備物        |     |
| 対象者        |     |
| 定員         |     |
| 開催日時       |     |
| 実施回数       |     |
| 講師名        |     |

中央公民館 No. 1

**絵画教室**

デッサン、油画、水彩、アクリル。

絵画道具  
小学生以上  
なし

毎週金曜 午後6時～8時  
10回

桑畑 泰三 先生 **NEW**

第7地区分館 No. 2

**みまたん太極柔力球教室**

健康ストレッチでガチガチ筋肉をほぐす、ラケットとボールを使った有酸素運動を行います。

室内用運動靴、ヨガマット  
成人男女  
なし

毎月第1・3土曜 午後1時30分～3時30分  
10回

徳永 美幸 先生 **NEW**

中央公民館 No. 3

**やさしいギター教室(夜の部)**

初心者も上級者も丁寧に指導いたします。

ギター、譜面台、足台  
小学生以上  
15名

毎月第1・3木曜 午後7時～9時  
10回

愛川 義夫 先生 **NEW**

中央公民館 No. 4

**進路を考える教室**

高校進学をメインにした保護者向けの講座です。児童生徒のいない人でも受講できます。

なし  
成人男女(児童・生徒の同伴も可です)  
30名

毎月第1・3火曜 午後8時～10時  
10回

中西 能浩 先生 **NEW**

中央公民館 No. 5

**初めての着付け教室**

基礎から学ぶ着付け教室です。

ゆかた一式  
高校生～成人(女性)  
15名

毎月第2・4火曜 午後7時30分～9時30分  
10回

日高 理香 先生 **NEW**

第2地区分館 No. 6

**スポーツウエルネス吹矢教室**

スポーツ吹矢呼吸法でインナーマッスル、体幹を鍛え健康な身体をつくりまします。

室内用運動靴、飲み物  
小学生以上  
10名

毎週日曜 午後1時30分～3時30分  
10回

東條 眞生 先生 **NEW**

中央公民館 No. 7

**気軽にできるハンドメイド教室**

リースやハーバリウムなど月によって色々な物を作ります。

材料費 1回につき1,000円程度  
成人男女  
12名

毎月第3月曜 午前10時～正午  
10回

西村 珠美 先生 **NEW**

中央公民館 No. 8

**薬草を学ぼう**

身近な薬草、草花を知る。薬膳料理を学ぶ。

筆記用具、ノート  
成人男女  
20名

毎月第1月曜 午前10時～正午  
3回

西川 まり子 先生 **NEW**

勝岡小学校 体育館 No. 9

**新体操教室**

新体操を通して、柔軟性やリズム感・表現力を高めます。

運動できる服装  
幼児～中学生  
なし

毎月第1・3火曜 午後5時～6時  
20回

堀 小百合 先生

中央公民館 No. 10

**わくわくパン教室**

お鍋を使ってパンやケーキを簡単に作ります。

材料費が別途かかります。  
成人女性  
13名

毎月第1日曜 午前10時～正午  
6回

尾方 美由紀 先生

第7地区分館 No. 11

**太極拳教室**

ゆっくりとした動きで体づくりになります!!

なし  
成人男女  
20名

毎月第2・4月曜 午後1時30分～午後3時30分  
10回

花田 いく子 先生

中央公民館 No. 12

**書道教室**

毛筆・硬筆の練習や作品制作をします。

用具一式  
成人男女  
なし

毎月第2・4木曜 午後3時～5時  
10回

大西 麻美 先生

中央公民館 No. 13

**韓国旅行の会話と映画教室**

韓国旅行に必要な会話と文化を紹介します。

筆記用具  
小学生以上  
15名

毎月第2・4土曜 午後7時～9時  
10回

金 泰潤 先生

中央公民館 No. 14

**和紙人形教室**

平面的な和紙を使って立体的な人形を作ります。

鉛筆、ボンド、定規、ハサミ  
成人女性  
なし

毎月第1・3木曜 午前10時～正午  
10回

榎木 あい子 先生

第1地区分館 No. 15

**血流アップヨガ**

初心者や体が硬くても参加OK。ほくしメインの血流をアップするヨガです。

ヨガマット、水分、タオル

成人女性  
20名

毎週木曜 午後8時～9時  
20回

長井 のぞみ 先生

中央公民館 No. 16

**押花教室**

季節の花や野草を使って押花の作品を作ります。

なし

どなたでも

なし

毎月第1・3火曜 午前9時～11時  
10回

岩崎 壽子 先生

中央公民館 No. 17

**初歩から学ぶクラシックギター教室**

クラシックギターの奏法・技術を学ぶ初心者限定の教室です。

クラシックギター  
※フォークギターとお間違えの無いようご注意ください。  
ギター初心者の成人男女(経験者はご遠慮ください)  
なし

毎月第1・3木曜 午後2時～4時  
10回

有川 祐三 先生

中央公民館 No. 18

**自己整体教室**

肩こり予防・腰痛予防・体力を身につけます。

ヨガマットまたはバスタオル

成人男女  
20名

毎月第2・4木曜 午前10時～正午  
10回

有馬 八重子 先生

第8地区分館 No. 19

**ストレッチ&リズムウォーキング**

ストレッチ・簡単トレーニング・有酸素運動・ウォーキングを行います。

シューズ・飲み物・マット(大きめのバスタオルなど)

成人男女  
なし

毎週水曜 午後2時～3時  
20回

久保 菜生 先生

小倉邸(山王原地区にある古民家) No. 20

**和布小物作り教室**

和布を使った小物作り教室です。

裁縫道具

成人女性  
10名

毎月第2火曜 午後1時～3時  
10回

東馬場 エイ子 先生

中央公民館 No. 21

**1地区カラオケ教室**

カラオケの練習です。

なし

成人女性  
なし

毎月第2・4水曜 午後1時～3時  
10回

寺尾 豊二郎 先生

中央公民館 No. 22

**手編教室**

初心者でもわかりやすく、丁寧に手編みの基礎からセーターやカーディガンの製作方法を教えます。

なし  
成人男女  
12名

毎月第2・4火曜 午前10時～正午  
10回

下石 加津代 先生

中央公民館 No. 23

**ヨーガ教室Prana**

身体のほくし・呼吸法・瞑想法を含むヨーガの指導。季節毎のアーユルヴェーダ的過ごし方の知恵もお伝えします。

ヨガマット・飲み物・タオル  
成人男女(初心者向)  
10名

毎月第1金曜 午前9時30分～11時30分  
10回

藤田 京子 先生

中央公民館 No. 24

**歌と発声トレーニング教室**

歌うことと楽しむことでわくわく健康になりませんか?

なし  
成人男女  
なし

毎月第2・4金曜 午後2時～3時  
20回

永野 朱美 先生

中央公民館 No. 25

**実家の片付けと親との向き合い方**

片付け方の流れやポイントを具体的に説明する座学講座です。

筆記用具  
成人男女  
なし

6月17日(土) 午後1時30分～3時30分  
1回

松山 秀子 先生



申し込みはこちらから

**★お問い合わせは、**  
町教育委員会  
教育課 生涯学習係(中央公民館内)  
☎:52-9311(直通)をお願いします。

## ◆「さつき学園」で一緒に楽しく学んでみませんか

|        |   |      |   |
|--------|---|------|---|
| 学習資格   | 町内在住で<br>60歳以上の人  | 募集定員 | 40人<br>※定員を上回る場合は、初受講の人を優先し、既受講生は抽選となります。 |
| 開催期間   | 5月～令和6年3月 ※基本的に全ての学習会に参加できる人  |      |   |
| 学習日    | 月に1・2回(午後2時～4時)※時間帯は、学習内容で変わることがあります  |      |   |
| 学習場所   | 主に町中央公民館(屋外での学習もあります)   |      |   |
| 負担費用   | 2,000円(保険料:1,000円+運営費:1,000円)<br>※材料費が別に必要となります。                                      |      |   |
| 学習内容   | 難しい学習ではなく、誰でも楽しく学べる内容を計画しています。  |      |   |
| 講師     | バラエティに富んだ素晴らしい講師をお招きします。  |      |   |
| 申し込み方法 | 申し込み用紙に必要事項を記入し、教育課 生涯学習係(町中央公民館内)の窓口へ直接提出してください。<br>※申し込み用紙は、町中央公民館および町役場受付に置いてあります。 |      |   |
| 募集期限   | 5月8日(月)   |      |   |

### 令和5年度の学習内容(予定)

|     |                   |     |              |
|-----|-------------------|-----|--------------|
| 5月  | 開講式・オリエンテーション、講話  | 11月 | 移動教室<br>出前講座 |
| 6月  | 人生講話<br>健康セミナー    | 12月 | 実習講座         |
| 7月  | 実習講座<br>出前講座      | 1月  | 鑑賞教室         |
| 8月  | 音楽教室<br>人権学習      | 2月  | 移動講座<br>出前講座 |
| 9月  | 出前講座<br>実習講座      | 3月  | まとめ講話、修了式    |
| 10月 | 出前講座<br>パークゴルフ交流会 |     |              |

※学習内容については、変更することがあります。

★お問い合わせは、教育家 生涯学習係(町中央公民館内)  
☎:52-9311(直通)をお願いします。



## ◆「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」 対象事業を募集します

町は、町民と協力して地域を活性化する「自立と協働が織りなす元気あふれるまち三股」を目指し、特色のある地域づくりを目指す団体に補助金を交付します。  
※補助金交付には、代表者が審査会で事業内容を説明して、認定を受けることが必要です。

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象事業 | <p>■ 駅周辺賑わい再生支援事業 =</p> <p>①みまたんえき多目的ホールを活用した次の事業<br/>展覧会、文化・芸術の発表会、講演会・シンポジウム、コンサートほか</p> <p>②みまたんえき周辺区域で実施する次の事業<br/>地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※従前から行われている祭り、運動会などは除きます。</p> <p>■ みんなで創る地域づくり支援事業<br/>(駅周辺賑わい再生支援事業以外の区域) =<br/>地域振興、環境、防犯、町民の健康増進、地域コミュニティの活性化など ※従前から行われている祭り、運動会などは除きます。</p> |
| 補助団体   | 町内で自主的に地域活動を実施する団体。<br>※町の他事業の補助を受けている団体および他に補助金などの制度がある事業は申請できません。   |
| 補助期間   | 活動のきっかけづくりを支援する事業のため、補助期間は原則1年間(事業年度の3月31日まで)です。<br>ただし、審査会で必要と認められた場合は、最長3年まで延長できます。   |
| 補助金額   | 補助金額は、事業内容を審査会で審査して決定します。<br>■ 限度額 = 20万円<br>継続が認められた事業であっても、次年度以降の補助額は減額されま<br>す。  |
| 募集期間   | 5月10日(水)まで  |

予算に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えています。たくさんの応募をお待ちしております。

なお、詳しい内容は、町公式サイトをご覧になるか、担当課へお問い合わせください。

★お問い合わせは、  
企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口)  
☎:52-1114(直通)をお願いします。



町公式サイト

## ◆手話奉仕員養成講座(入門課程)の受講生を募集します

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術を習得するために、手話奉仕員の養成を行います。

今回は、これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの入門課程講座です。

参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

※『基礎課程』の講座もありますが、今年度は『入門課程』のみの募集となります。

※『基礎課程』は『入門課程』を修了した人向けの講座となります。

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 対象者       | 高校生以上で聴覚障害者福祉に熱意のある人   |  |
| 日時<br>場所  | 昼の部  | <p>■日時 =</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月16日～令和6年2月6日の毎週火曜(8月15日、1月2日を除く)</li> <li>・午前10時～正午</li> <li>・年間37回【開・閉講式を含みます】</li> </ul> <p>■場所 =</p> <p>町総合福祉センター 元気の杜 ☎:52-1246</p>               |
|           | 夜の部  | <p>■日時 =</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月19日～令和6年3月15日の毎週金曜(6月2日、8月11日、11月3日、12月1日、1月5日を除く)</li> <li>・午後7時～9時</li> <li>・年間37回【開・閉講式を含みます】</li> </ul> <p>■場所 =</p> <p>町中央公民館 中会議室 ☎:52-9311</p> |
| 費用        | 年間 5,500 円<br>【テキスト代3,300円 聴障協ニュース代2,000円 資料代200円】                           |  |
| 申込期限および方法 | 5月9日(火)までに福祉課窓口にある申込書で申し込みください。高校生の場合は、保護者の同意が必要となります。<br>※どちらの部も定員は10人(先着順) |  |

★お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9061(直通)をお願いします。

## ◆「まちパフォ！」の出演者を募集します

町のまちづくりを考える組織「みまたん♡ミライカイギ」は、町内に住む小・中・高校生を対象として、みまた演劇フェスティバル「まちドラ！」の屋外小ステージにて、「特技」を披露してくれる人を募集します。

### ■内 容

○日 時 = 5月27日(土) ※時間は主催者、出演者と調整の上決定

○場 所 = 「まちドラ！」開催時の屋外小ステージ

○内 容 = 「最近〇〇ができるようになりました！」などの特技全般  
例)「掛け算九九を1分以内に暗唱できます！」  
「リフティング10回できます！」  
「楽器を演奏できます！」  
など、どのような特技でも歓迎します。

○募集組数 = 5組程度



### ■申込条件

①町内に住む小学生、中学生、高校生(複数名のチームでも可)

※複数名の場合、町内に住む小学生、中学生、高校生が1人いれば可

②申し込みは、必ず保護者が行ってください。

### ■申込方法

右の次元コードからお申し込みください。



申し込みは  
こちらから

### ■申込期間

4月15日(土)～5月10日(水)

### ■そ の 他

①出演時間は、主催者や他の出演者と調整のうえ決定します。

②申込者が多数の場合は事務局で選考します。出演の可否や期間などは、申込期間終了後に、申込者全員に連絡します。

③原則として、必要な機材などは出演者が準備してください。

### ★お問い合わせは、

みまたん♡ミライカイギ事務局

(企画商工課 五本松交流拠点施設推進室(3階 ②番窓口))

☎:52-1120(直通)までお願いします。



## ◆介護認定調査員を募集します

町高齢者支援課では、介護認定調査員(会計年度任用職員)を募集しています。  
希望する人は高齢者支援課 介護高齢者係にお問い合わせください。

### ■仕事内容 =

- ・要支援、要介護認定に係る訪問調査および調査票作成
- ・その他、介護認定事務に関する業務

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 勤務時間  | 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)    |
| 休 暇   | 週休2日(土曜・日曜)<br>祝日、12月29日～1月3日、特別休暇 |
| 募集人員  | 1名                                 |
| 給 与   | 月額 15万3,774円から                     |
| 諸 手 当 | 期末手当、通勤手当                          |
| 雇用期間  | 採用の日～令和6年3月31日 (再度の任用あり)           |

### ■勤 務 地 =

町役場 高齢者支援課 介護高齢者係

### ■応募条件 =

- ①介護支援専門員または、介護施設で実務経験がある保健師・看護師・介護福祉士・社会福祉士など看護や介護のいずれかの資格を持っている人
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、  
高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)  
☎:52-9062(直通)をお願いします。



## ◆介護支援専門員（ケアマネジャー）を募集します

町地域包括支援センターでは、ケアマネジャー(会計年度任用職員)を募集しています。希望する人は高齢者支援課 地域包括支援センターにお問い合わせください。

### ■仕事内容 =

- ・要支援1・2のケアプラン作成業務
- ・その他、町地域包括支援センターに関する業務

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 勤務時間  | 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 (休憩:正午～午後1時)    |
| 休 暇   | 週休2日(土曜・日曜)<br>祝日、12月29日～1月3日、特別休暇 |
| 募集人員  | 1名                                 |
| 給 与   | 月額 18万2,419円                       |
| 諸 手 当 | 期末手当、通勤手当                          |
| 雇用期間  | 採用の日～令和6年3月31日 (再度の任用あり)           |

### ■勤 務 地 =

町役場 高齢者支援課 地域包括支援センター

### ■応募条件 =

- ①介護支援専門員の資格を持っていること
- ②ワード・エクセルの基本操作ができる人
- ③普通自動車運転免許がある人

★お申し込み・お問い合わせは、  
高齢者支援課 地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口)  
☎:52-9063(直通)をお願いします。



## お知らせ

◆4月28日～5月7日は、マイナンバーカード関係の手続きができません

**マイナンバーカードの受け取り・引っ越し手続きを予定している人は特にご注意ください！**

※該当する手続きがある人は、申し訳ありませんが他の日に手続きをするようお願いします。

### 【 手続きができない期間および詳細 】

#### ■手続きができない期間 =

4月28日(金) 午後8時 ~ 5月7日(日) 終日  
(町役場の窓口での手続きもできません)

#### ■理由 =

J-LISのシステム改修による停止

※J-LISとは・・・国と自治体が共同で管理する法人

#### ■できない手続きの例 =

- ・暗証番号が分からない場合の再設定
  - ・転入や転居後の住所、氏名の変更などをカードへ反映
  - ・電子証明書の発行や更新
- など受け取りやカードを用いた作業全般

#### ■できること =

- ・コンビニでのマイナンバーカードを使った証明書交付
- ・マイナンバーカード持っていない人が、今から作るための申し込み手続き

★お問い合わせは、個人番号カードコールセンター

☎:0570-783-578 をお願いします。



## ◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



### ◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年2月21日現在

| 仕事の内容                          | 委託地域                        | 工賃                  |
|--------------------------------|-----------------------------|---------------------|
| プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り | 三股町、都城市                     | 作業内容による             |
| 干支の置物の絵付けなど                    | 三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域  | 1個 10円～50円          |
| 部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)          | 三股町、都城市                     | 1個 0.3円～1.8円        |
| 婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い          | 三股町、都城市                     | 30円～                |
| 自動車用ハーネスのサブ作り                  | A:三股町、都城市とその近辺<br>B:三股町、都城市 | A・Bともに<br>1本 4円～20円 |
| 大島紬織り                          | 三股町、都城市とその近辺                | 1反 2万～4万5千円         |

◎事業所へ・・・内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

★お問い合わせは、

| 都城就職相談支援センター(都城・小林地区) |   |
|-----------------------|---|
| 所在地                   | 都城市北原町24街区21号<br>宮崎県都城総合庁舎1階<br>都城県税・総務事務所内 |
| TEL/ファクス              | 25-0300                                     |
| 受付日                   | 月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)                        |
| 受付時間                  | 午前9時～午後5時                                   |



をお願いします。詳しい情報は、[宮崎 内職](#) で [検索](#) してください。

## ◆三股町の地域資源を活用したふるさと納税返礼品の開発・発信を支援します

コロナ禍で電力・ガス・食料品などの価格が高騰する中、新しい生活様式に対応した多種多様な需要に応えるため、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発・発信および設備の整備など、ウィズコロナ下でのV字回復へ向けた取り組みを企画している町内事業者などが行う事業に対し経費の一部を支援します。

### ■補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した返礼品の発送を継続して行うと認められるもの

- ①町内に住所がある個人または町内に本社もしくは店舗、工場などの事業所を設置している個人、団体および法人であること。
  - ②町税などの滞納がないこと。
- ※その他詳しい条件は補助金交付要綱を確認してください。

### ■補助対象事業

- ①町の地域資源を活用し開発する新返礼品(※)で12月28日までに三股町ふるさと納税の返礼品登録が可能なもの。
  - ②他の補助金などを受けているまたは受ける見込みのある事業の補助対象経費は対象外。
- (※)新返礼品：三股町ふるさと納税推進事業実施要綱で定める特産品などの要件を満たし、新たに開発し登録する返礼品または既返礼品を改良する返礼品。

### ■補助対象経費

| 補助対象経費                     | 使途区分および範囲  |
|----------------------------|--|
| 報償費                        | 外部専門家、技術指導員などの招へいに係る指導費用   |
| 旅費                         | 外部専門家、技術指導員などの招へいに係る旅費   |
| 需用費<br>(1)消耗品費<br>(2)印刷製本費 | (1)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な包装、梱包材、材料、機材、道具の購入に要する経費。<br>(2)新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な容器、リーフレット、パンフレットなどの作成および印刷に要する経費。 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 役務費<br>(1)通信運搬費<br>(2)手数料 | 新返礼品開発もしくは市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な運搬料など       |
| 委託料                       | 成分、モニター調査、試作品、商品パッケージなどの加工、試験、分析などに係る費用   |
| 使用料および賃借料                 | 新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な資機材、物品などの賃借料 |
| 原材料費                      | 新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な原料または材料      |
| 備品購入費                     | 新返礼品開発または市場ニーズにあわせ既返礼品の改良に必要な機器資材         |

### ■補助率および限度額

補助対象経費(税抜)×補助率(3分の2)＝補助額(限度額50万円)  
 ※ただし、応募件数が多い場合は、予算の範囲内で補助額を調整します。  
 ※原則、ふるさと納税応援事業者につき1回限りとします。  
 ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨て。

### ■事業の流れ

- 事前相談 = 必ず提出前に担当部署へ事前相談してください。  
「ふるさと納税応援事業者」の新規承認申請をする場合は、別途要件を確認します。
- 受付期間 = 4月3日(月)～4月27日(木) 午後5時
- 審査 = 提出された書類を基にヒアリング審査を行います。
- 交付決定 = 5月中旬予定
- 事業実施 = 新返礼品の開発→返礼品登録  
※返礼品登録期限 12月28日(木)
- 実績報告期限 = 事業完了後30日以内もしくは令和6年2月29日(木)のいずれか早い日



※様式や要綱などは、町公式サイトでご確認ください。  
 町政情報 > ふるさと納税 > 令和4年度みまたふるさと納税  
 応援事業者育成事業補助金について



★お問い合わせは、ふるさと納税推進室 ☎:36-6171(直通)  
 E-mail: furusato@town.mimata.miyazaki.jp お願いします。

## ◆犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

犬の所有者には、犬の生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。右の表のとおり集合注射を行い、対象となる犬の飼い主にはお知らせのはがきを送付します。

※当日都合がつかない場合は、他の地区や動物病院で予防注射を受けてください。

※病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院にご相談ください。

### ■対象となる犬

- ・生後3カ月以上の犬
- ・令和4年5月30日までに狂犬病予防注射を受けた犬

※予防注射は年に1回の接種が必要です。



○登録料 … 1頭当たり 3,000円(生涯1回)

○注射料 … 1頭当たり 3,300円(年1回)

(狂犬病予防注射料:2,750円、注射済票交付手数料:550円)

※釣り銭がいないように準備してきてください。

※犬を制御できる人が連れてきてください。

※興奮して注射が困難な犬は、動物病院での接種をお勧めします。

※令和4年6月1日以降に動物病院などで予防注射を受けた場合には、お知らせのはがきを送付しません。年1回の接種を忘れないようにお願いします。

狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。

### ☆飼い主の皆さんへのお願い☆

次の場合は、環境保全係まで連絡をください。

- ・飼い犬が死亡したとき
- ・飼い犬の住所などが変更となった場合
- ・犬の飼い主などが変更になった場合



## ■2023年度 集合注射日程表

| 日 程           | 時 間 |                 | 場 所      | 対象地区         |
|---------------|-----|-----------------|----------|--------------|
| 5 / 10<br>(水) | 午 前 | 9時 ~ 9時40分      | 蓼池児童館    | 蓼池           |
|               |     | 10時 ~ 10時40分    | 第6地区分館   | 勝岡・三原        |
|               |     | 11時 ~ 11時30分    | 前目研修館    | 前目           |
|               | 午 後 | 1時30分 ~ 2時      | 第4地区分館   | 梶山           |
|               |     | 2時20分 ~ 2時40分   | 田上集落センター | 田上           |
|               |     | 3時 ~ 3時20分      | 餅原営農研修館  | 餅原           |
| 5 / 11<br>(木) | 午 前 | 9時 ~ 10時        | 第7地区分館   | 上新・下新        |
|               |     | 10時20分 ~ 11時    | 今市児童館    | 今市・中原<br>花見原 |
|               | 午 後 | 1時30分 ~ 2時10分   | 第8地区分館   | 東原・稗田        |
|               |     | 2時30分 ~ 3時30分   | 第9地区分館   | 植木           |
| 5 / 12<br>(金) | 午 前 | 9時 ~ 9時20分      | 大野集落センター | 大野<br>大八重    |
|               |     | 9時40分 ~ 10時     | 第5地区分館   | 仮屋<br>内ノ木場   |
|               |     | 10時20分 ~ 10時40分 | 轟木精米所    | 轟木           |
|               |     | 11時 ~ 11時40分    | 第2地区分館   | 上米・中米        |
|               | 午 後 | 1時30分 ~ 2時      | 第3地区分館   | 3地区全域        |
|               |     | 2時20分 ~ 2時40分   | 櫟田営農集落館  | 櫟田・谷         |
|               |     | 3時 ~ 4時         | 町体育館     | 山王原・仲町       |

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎ 52-9082(直通)にお願いします。



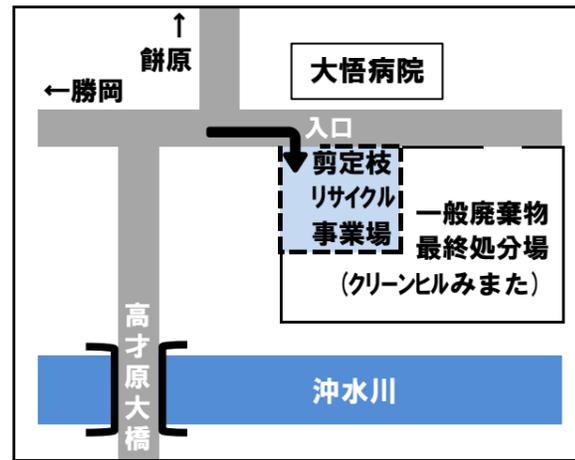
◆<sup>せんでいえだ</sup>剪定枝のリサイクル事業を行っています

町では、ごみの減量化・資源化を目的に、町内の家庭から発生した剪定枝を堆肥化する「みどりのリサイクル」を行っています。

この活動は、通常では焼却される剪定枝を腐葉土として再生することで資源の循環を形成し、焼却時の二酸化炭素抑制にもつながる活動です。

■受入場所 =

町一般廃棄物最終処分場  
(クリーンヒルみまた)西隣り



■受入時間 =

|      |       |                          |
|------|-------|--------------------------|
| 受入時間 | 月曜～金曜 | 午前8時30分～正午<br>午後1時～4時30分 |
|      | 土曜・日曜 | 午前8時30分～11時30分           |

※祝日、振替休日および12月31日～1月3日は休み。

※台風や大雨の場合は、受け入れを中止します。

■搬入できるもの =

- ・直径が10cm以下で、町内の個人宅から出た剪定枝が対象です。
- ・直径が5cm～10cmの場合は、長さを50cm以内に切ってください。

※事業者の搬入はできません。

■受け入れできないもの =

- ・キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシなど  
(毒性やかぶれ物質がある樹木で、堆肥化に適さないため。)
- ・ユズ、キンカン、梅などトゲのあるもの  
(作業員のけがの原因となるため。)
- ・ササ、タケ、シュロ、イチョウ、ヒバなど  
(微生物を使った分解が難しく、醗酵を抑制してしまうため。)
- ・マツ、ソテツ、フェニックス、実のなる木など  
(破砕機にヤニや樹液などがついたり、葉っぱが巻き付いたりするなど、機械が止まり作業に支障をきたすため。)
- ・木の根や草、花、ツタ、ツル、野菜など
- ・砂、石、ビニール、たばこの吸い殻など異物が混ざっているもの

■注意事項 =

- ・町民であるかを確認するために、運転免許証・車検証などの提示を求められる場合があります。
- ・1トン以上のトラックなどで搬入する場合は、事前に町シルバー人材センターへご連絡をお願いします。
- ・枯れ木の場合は、受け取りをお断りする場合があります。

★お問い合わせは、

町シルバー人材センター

☎: 52-7150

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎: 52-9082(直通)

をお願いします。



## ◆リサイクルにご協力を

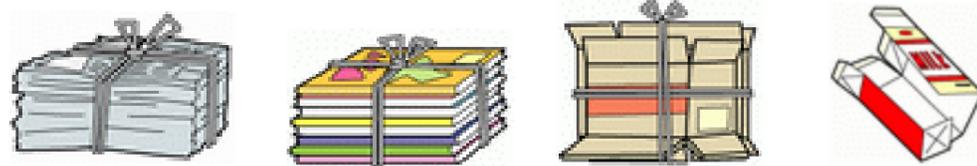
町には、35カ所資源ごみ集積所があり、各地域でリサイクル活動に取り組んでいます。

### ■資源ごみ集積所の場所と対象地域 =

| 番号 | 場所           | 対象地 | 番号 | 場所            | 対象地  |
|----|--------------|-----|----|---------------|------|
| 1  | 旧わかば保育園北側    | 山王原 | 19 | 大野農村広場        | 大野   |
| 2  | 第1地区分館北側     |     | 20 | 大八重営農研修館敷地内   | 大八重  |
| 3  | 地域福祉センターの東裏側 |     | 21 | 旧6地区公民館跡      | 勝岡   |
| 4  | 仲町研修センター     | 仲町  | 22 | 前目研修館         | 前目   |
| 5  | 上米作業所裏       | 上米  | 23 | 蓼池児童館         | 蓼池   |
| 6  | 第2地区分館北側     | 中米  | 24 | 餅原集落館広場内      | 餅原   |
| 7  | 櫛田営農集落館敷地内   | 櫛田  | 25 | 三原コミュニティセンター  | 三原   |
| 8  | 谷作業所南側       | 谷   | 26 | 上新馬場児童館横      | 上新馬場 |
| 9  | 小鷲巣集会場       | 小鷲巣 | 27 | 第7地区分館西側      | 下新馬場 |
| 10 | 寺柱青年の家       | 寺柱  | 28 | 消防7部詰所東側      |      |
| 11 | 都城農協宮村支所北    | 大鷲巣 | 29 | 今市児童館北側       | 今市   |
| 12 | 高畑営農研修館      | 高畑  | 30 | 中原第3団地北側公園    | 中原   |
| 13 | 田上作業所前       | 田上  | 31 | 花見原コミュニティセンター | 花見原  |
| 14 | 新地支部集落館敷地内   | 梶山  | 32 | 第8地区分館敷地内     | 東原   |
| 15 | 唐杉ごみステーション隣  |     | 33 | 稗田コミュニティセンター  | 稗田   |
| 16 | 第4地区分館敷地内    |     | 34 | 第9地区分館内       | 東植木  |
| 17 | 轟木集落館敷地内     | 轟木  | 35 | 西植木コミュニティセンター | 西植木  |
| 18 | 第5地区分館       | 仮屋  |    |               |      |

### ■資源ごみ集積所で取り扱う品目 =

○紙類(新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック)



※それぞれの品目ごとにひもで縛るなど、ばらけないように出してください。

※紙パックは中を洗ってください。

※紙パックで中に銀紙などでコーティングがしてあるものはリサイクルできません。

○びん類(茶びん、白(無色透明)びん、その他の色びん、一升びん、ビールびん)



※中をすすいでください。

※プラスチックなどのふたは燃えるごみ、金属のふたは燃えないごみで出してください。

○カン類



※中をすすいでください。

※金属のふたは燃えないごみで出してください。

○ペットボトル



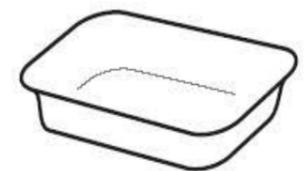
※中をすすいでください。

※ふたとラベルは燃えるごみで出してください。

○白色トレイ(白色の食品トレイ)

※洗ってください。

※納豆パック、発泡スチロール、色付トレイなどは燃えるごみで出してください。



町民の皆さんのリサイクルに対するご理解とご協力をお願いします。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎: 52-9082(直通)をお願いします。

## ◆上米公園パークゴルフ場がお得に利用できます

上米公園パークゴルフ場のお得な利用料金情報をお知らせします。  
あたたかい日差しを浴びながら、パークゴルフで爽やかな汗を流しませんか？

### 【お得情報①】 毎月第1木曜日は入場料が半額！

|       | 大人   | 中学生  | 小学生以下 |
|-------|------|------|-------|
| 通常営業日 | 500円 | 200円 | 無料    |
| 第1木曜日 | 250円 | 100円 | 無料    |

### 【お得情報②】 毎日午後3時以降の入場料がお得！

| 入場時間     | 大人   | 中学生  | 小学生以下 |
|----------|------|------|-------|
| 午前8時30分～ | 500円 | 200円 | 無料    |
| 午後3時以降   | 300円 | 100円 | 無料    |

### 【お得情報③】 回数券やポイントカードで1回分お得！

- 回数券・・・11枚つづり 5,000円(5,500円分使えて1回分お得)
- マイクラブポイントカード・・・10回利用で次回無料
- 貸クラブポイントカード・・・20回利用で次回無料

※毎月3がつく日(3日、13日、23日)はポイント2倍デーです。



《 ゴールデンウィーク期間中も営業します 》

ゴールデンウィークも通常どおり営業します。ご家族やお友達を誘って心と体の健康にぜひご利用ください。

■営業日 = 4月29日(土)～5月7日(日)  
※5月1日(月)は定休日です。

■営業時間 = 午前8時30分～午後5時  
※お得情報①～③も使えます！

## ■パークゴルフ場によくあるお問い合わせ(Q&A)



Q. パークゴルフ場の場所はどこですか？

A. 桜の名所として知られている上米公園の敷地内にあります。  
とんがり屋根のクラブハウスが目印です。

Q. コースはいくつありますか？

A. 3コース(27ホール)の日本パークゴルフ協会の認定コースです。

Q. 誰でもできますか？

A. 歩いてプレーできる人なら誰でも利用可能です。

Q. 道具は必要ですか？

A. クラブ・ボールは無料で貸し出しを行っていますが、持ち込みも可能です。  
また、芝生保護のため運動靴でのプレーをお願いします。

Q. 飲み物は必要ですか？

A. クラブハウス内に温かいお茶と冷たい水が出るティーサーバー(無料)があります。  
また、飲み物の自動販売機もあります。

Q. ダイエットできますか？

A. 1コース(9ホール)プレーすると歩数約1200歩、およそ20分の運動になります。  
自然の中で芝生の上を歩き、ストレス解消にもなる有酸素運動です。

Q. 食事はできますか？

A. 場内での食事の提供はしていませんが、屋外休憩所で各自持ち込みのお弁当などの食事はできます。

Q. 1人でもできますか？

A. 4人以下でプレーするようになっているので1人でも大丈夫です。  
また、他の来場者と一緒にプレーすることもできます。

Q. 予約は必要ですか？

A. 団体利用(20人以上)の場合は、事前に予約をお願いします。  
個人利用の場合、予約は必要ありません。

★お問い合わせは、

上米公園パークゴルフ場 ☎:51-2570 にお申し込みします。

## ◆軽自動車税種別割の減免申請を受け付けます

身体や精神に障害があり、身体障害者手帳などの交付を受けている人で、必要な要件を満たす場合、申請することで、軽自動車税種別割が減免されます。

■令和5年度の受付期間 = 4月3日(月)～5月31日(水)

※ただし、土・日・祝日を除きます。また、申請手続きは、受付期間中のみとなりますので、ご注意ください。

■申請のときに準備するもの =

### ①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入で、減免申請書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要です。個人番号の確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。



|                       |   |
|-----------------------|---|
| 本人(納税義務者)が申請する場合      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・通知カード</li> <li>・個人番号が記載された住民票</li> <li>・個人番号が記載された住民票記載事項証明書</li> </ul> |
| 代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合 | <p>上のカードまたは証明書などの写し</p> <p><b>【注意】代理人が申請する場合は、委任状が必要です。</b></p>   |

### ②障害などを証明できるもの

(身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳)

### ③運転免許証(申請対象の軽自動車などを運転する人の分)

### ④車検証

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人(納税義務者以外の人)が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

## ■軽自動車税種別割の減免対象となる車 =

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

|   | 軽自動車などの所有者名義(納税義務者)             | 運転者               | その他の要件   |
|---|---------------------------------|-------------------|--|
| ① | 身体障害者など                         | 身体障害者など本人         | ———  |
| ② | 身体障害者など                         | 身体障害者などと生計を同じくする人 | 継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合   |
| ③ | 身体障害者などまたは<br>身体障害者などと生計を同じくする人 | 身体障害者などと生計を同じくする人 | 継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合<br>ア)身体障害者などで18歳未満の人<br>イ)療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 |
| ④ | 身体障害者など                         | 当該身体障害者などを常時介護する人 | 日常的に当該身体障害者など(身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る)の通学・通院・通所または仕事のために運転する場合                                     |

●「所有者名義」とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」とは、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けた人のことです。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、事前にご相談ください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

★お問い合わせは、

・普通自動車税の減免に関するお問い合わせ  
都城県税・総務事務所 ☎:23-4517

・軽自動車税種別割の減免申請に関するお問い合わせ  
税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9638(直通)  
にお願いします。

## ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

### ■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

### ■補助対象装置 =

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

### ■補助対象経費および補助額 =

| 補助対象経費                     | 補助金の額   |
|----------------------------|---|
| 急発進防止装置の装着に要する経費           | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。  |
| ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費 | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。  |
| ATワンペダルの装着に要する経費           | 取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。 |

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



### ☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

## ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻<sup>ひんぱつ</sup>発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

### 1.耐震診断

#### ■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

#### ■耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

#### ■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

#### ■耐震診断の棟数 =

5棟

※定数になり次第、締め切ります。



### 2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

#### ■補助額 =

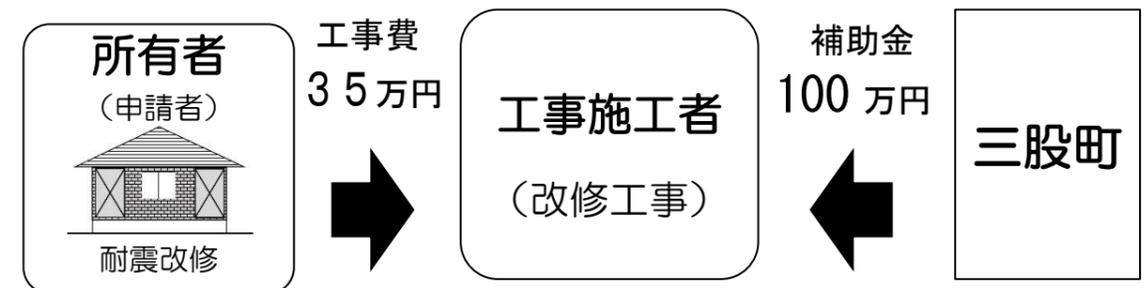
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

#### ○「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用135万円のと)



※消費税は申請者負担となります。

#### ■耐震改修などの棟数 =

2棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通)をお願いします。



◆障害者(児)の日常生活用具給付事業の内容を拡充しました

4月1日から、障害者(児)を対象とした「日常生活用具給付事業」の内容を拡充しました。主な変更点は次のとおりです。

■次の日常生活用具を新たに種目追加しました

| 種 目  | 対 象 者   | 性 能                                      | 基 準 額 | 耐 用 年 数 |
|--|---|--|-------|---------|
| 自家発電機<br>または<br>外部<br>バッテリー<br>(人工<br>呼吸器用)    | ※次の要件のいずれかに該当する人が対象。<br><br>①呼吸器機能障害3級以上の人(児童)で、日常生活用具(自家発電機・外部バッテリー)給付にかかる意見書または医師の診断書から、人工呼吸器が必要と認められる人(児童)<br><br>②障害等級3級以上であって、手帳に記載されている原因疾病名および自家発電機等意見書または医師の診断書から、人工呼吸器が必要と認められる人(児童)<br><br>③難病患者については、人工呼吸器が必要と認められる人(児童) | 人工呼吸器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用できるもの    | 10万円  | 10年     |
| 自家発電機<br>または<br>外部<br>バッテリー<br>(電気式たん<br>吸引器用) | ※次の要件のいずれかに該当する人が対象。<br><br>①電気式たん吸引器の対象者の要件を満たしている人(児童)<br><br>②現に電気式たん吸引器の給付を受けている人(児童)   | 電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用できるもの | 5万円   | 10年     |

■次の日常生活用具の給付対象者を拡充しました

| 種 目  | 対 象 者   | 性 能  | 基 準 額    | 耐 用 年 数 |
|------|---|------|----------|---------|
| 紙おむつ | 初回申請時に医師の意見書が必要です。<br>3歳以上の在宅で生活している人で、かつ次の要件のいずれかに該当する人<br><br>・脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な排便機能障害または排尿機能障害者(児)<br><br>・二分脊椎による排便機能障害または排尿機能障害者(児)<br><br>・①上肢と下肢の機能障害(2級以上)かつ療育手帳A<br>②上肢と体幹の機能障害(2級以上)かつ療育手帳A<br>①または②で、排尿または排便の意思表示が困難で定時排泄などの排泄コントロールが困難な人(児童) | 紙おむつ | 1万2,000円 | 1月      |

※下線箇所が、今回、新たに拡充されたものです。

■注意点

日常生活用具は、購入前に申請が必要です。  
また、世帯の所得状況などによっては、申請者が購入金額の一部を負担する必要があります。ご注意ください。

★お問い合わせは、  
福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9061(直通)をお願いします。



◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します

高齢者の肺炎球菌ワクチンの免疫効果は約5年にわたって持続するといわれ、ワクチンを接種すれば、肺炎にかかっても軽い症状で済む効果があります。

また、年齢が高くなるほど抗体反応が低下するといわれていますので、対象者の人は、この機会を逃さないように予防接種を受けましょう。ただし、全ての肺炎を予防できるわけではありません。

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 接種対象者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所があり、次の年齢に該当する人で、「予防接種券(はがき)」が届いた人</li> <li>※ただし、<u>今までに高齢者肺炎球菌ワクチンを1回以上接種したことがある人(自費の場合含む)は対象外です。</u><br/>(対象者は国の制度で決められています)</li> <li>【65歳】昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の人</li> <li>【70歳】昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の人</li> <li>【75歳】昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の人</li> <li>【80歳】昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の人</li> <li>【85歳】昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の人</li> <li>【90歳】昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の人</li> <li>【95歳】昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の人</li> <li>【100歳】大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の人</li> <li>・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓や呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人</li> </ul> |
| 期間      | 4月1日～令和6年3月31日  |
| 接種回数    | 実施期間内に1人1回  |
| 接種料金    | 個人負担・・・2,500円<br>※生活保護世帯は、無料で接種できます。<br>町福祉課で事前申請をし、証明書をもらってください。   |
| 接種場所    | 町内または都城市の指定医療機関 ※要予約  |
| 持っていくもの | 「予防接種券(はがき)」と「健康保険証」<br>※「予防接種券(はがき)」がないと、助成は受けられません。   |

■注意点 =

- ・新型コロナワクチンとは、接種に前後13日以上の間隔が必要です。
- ・対象年齢の1年間に2回、高齢者肺炎球菌予防接種を受けてしまう間違い接種が起きています。  
接種した医療機関で発行される「予防接種済証」は、わかりやすい場所に大切に保管してください。
- ・「かかりつけ医療機関」を決めておくことで間違い接種を防ぐことができます。
- ・過去5年以内に「23価肺炎莢膜ポリサッカライドワクチン」を接種したことがある人が、再度接種した場合、注射部位の痛み、腫れや硬くなるなどの副反応が初期接種よりも頻度が高く、程度が強く現れるという報告があります。  
接種歴を必ず確認して接種を受けてください。

**予防接種は体調が良い日に受けましょう。**

※指定医療機関の一覧は次ページにあります。



★お問い合わせは、  
健康管理センター

☎:52-8481 にお願ひします。

■令和5年度 高齢者肺炎球菌感染症予防接種指定医療機関

|    | 医療機関名                                      | 住所   | 電話番号    |    | 医療機関名                   | 住所   | 電話番号    |    | 医療機関名               | 住所   | 電話番号    |    | 医療機関名                     | 住所   | 電話番号    |
|----|--|------|---------|----|-------------------------|------|---------|----|---------------------|------|---------|----|---------------------------|------|---------|
| 1  | 一心外科医院                                     | 三股町  | 52-7788 | 24 | 仮屋外科胃腸科医院               | 志比田町 | 25-7712 | 47 | 戸嶋病院                | 郡元   | 22-1437 | 70 | マドコロ外科医院                  | 小松原町 | 22-0138 |
| 2  | 坂田医院                                       | 三股町  | 51-2003 | 25 | 川畑医院                    | 年見町  | 46-3225 | 48 | 都北ごとうクリニック          | 都北町  | 38-6060 | 71 | 三嶋内科                      | 鷹尾   | 24-7171 |
| 3  | 大悟病院                                       | 三股町  | 52-5800 | 26 | 教山内科医院                  | 高崎町  | 62-1205 | 49 | 富田医院                | 栄町   | 23-4586 | 72 | 都城在宅医療クリニック<br>※かかりつけ患者のみ | 南横市町 | 58-9808 |
| 4  | 田中隆内科                                      | 三股町  | 52-0301 | 27 | 共立医院                    | 蔵原町  | 22-0213 | 50 | 永田病院<br>※入院患者のみ     | 五十町  | 23-2863 | 73 | 都城新生病院<br>※入院患者のみ         | 志比田町 | 22-0280 |
| 5  | とまり内科外科胃腸科医院                               | 三股町  | 52-1135 | 28 | 久保原田中医院                 | 久保原町 | 22-7700 | 51 | ながはま整形外科            | 都北町  | 46-7188 | 74 | 都城フォレスト・クリニック<br>脳神経外科    | 下川東  | 80-4313 |
| 6  | 長倉医院                                       | 三股町  | 52-2109 | 29 | 小牧病院                    | 立野町  | 24-1212 | 52 | 西浦病院                | 広原町  | 25-1119 | 75 | 都城明生病院                    | 金田町  | 38-1120 |
| 7  | ホームクリニックみまた                                | 三股町  | 52-1348 | 30 | 坂元医院                    | 牟田町  | 22-0360 | 53 | 西岳診療所               | 高野町  | 33-1510 | 76 | 宮永病院                      | 松元町  | 22-2015 |
| 8  | みしま内科クリニック                                 | 三股町  | 51-8100 | 31 | 佐々木医院                   | 高崎町  | 62-1103 | 54 | 野口脳神経外科             | 太郎坊町 | 47-1800 | 77 | 宗正病院                      | 八幡町  | 22-4380 |
| 9  | あきと内科胃腸科                                   | 都原町  | 46-5500 | 32 | 三州病院                    | 花繰町  | 22-0230 | 55 | 野辺医院                | 上町   | 22-0153 | 78 | 村上循環器内科クリニック              | 宮丸町  | 25-2700 |
| 10 | 有川呼吸器内科医院<br>※かかりつけ患者のみで、<br>且つ来院しての予約が必要。 | 上川東  | 24-6677 | 33 | しげひらクリニック               | 神之山町 | 27-5555 | 56 | 浜田医院                | 牟田町  | 22-1151 | 79 | メディカルシティ東部病院              | 立野町  | 22-2240 |
| 11 | 有馬医院                                       | 上長飯町 | 23-2610 | 34 | 志々目医院                   | 山之口町 | 57-2004 | 57 | はまだクリニック            | 祝吉   | 45-2266 | 80 | もりぞの耳鼻咽喉科                 | 甲斐元町 | 36-6036 |
| 12 | 安藤胃腸科外科医院                                  | 豊満町  | 39-2226 | 35 | 庄内医院                    | 庄内町  | 37-0522 | 58 | 早水公園クリニック           | 早水町  | 36-6117 | 81 | 森山内科・脳神経外科                | 南鷹尾町 | 21-5000 |
| 13 | いづみ内科医院                                    | 鷹尾   | 22-7111 | 36 | 城南病院                    | 大王町  | 23-2844 | 59 | 速見泌尿器科医院<br>※透析患者のみ | 妻ヶ丘町 | 24-8344 | 82 | もりやま脳神経外科                 | 久保原町 | 21-6888 |
| 14 | 彩り在宅クリニック                                  | 都北町  | 51-9520 | 37 | すみクリニック内科・<br>循環器内科・小児科 | 東町   | 36-7701 | 60 | 原田医院                | 郡元町  | 26-3330 | 83 | 柳田病院                      | 東町   | 22-4850 |
| 15 | 宇宿医院                                       | 栄町   | 25-9031 | 38 | 隅病院                     | 高崎町  | 62-1100 | 61 | ふくしまクリニック           | 下川東  | 46-5001 | 84 | 柳田クリニック                   | 東町   | 22-4862 |
| 16 | 鶴木循環器内科医院                                  | 花繰町  | 26-0008 | 39 | 瀬ノ口醫院                   | 姫城町  | 25-5155 | 62 | 福島外科胃腸科整形外科<br>医院   | 都北町  | 38-1633 | 85 | 山路医院                      | 山田町  | 64-3133 |
| 17 | 海老原内科                                      | 山田町  | 64-1211 | 40 | 瀬ノ口内科放射線科医院             | 都原町  | 25-7780 | 63 | 藤元上町病院              | 上町   | 23-4000 | 86 | ゆうクリニック                   | 広原町  | 46-6100 |
| 18 | MKクリニック                                    | 早鈴町  | 51-6777 | 41 | 園田光正内科医院                | 太郎坊町 | 38-5115 | 64 | 藤元総合病院              | 早鈴町  | 22-1717 | 87 | よしかわクリニック                 | 前田町  | 23-9384 |
| 19 | 大岐医院                                       | 山之口町 | 57-2025 | 42 | たかお浜田医院                 | 鷹尾   | 22-8818 | 65 | 藤元病院                | 早鈴町  | 25-1315 | 88 | 吉松病院                      | 蔵原町  | 25-1500 |
| 20 | おおくぼクリニック                                  | 千町   | 26-1500 | 43 | 田口循環器科・<br>内科クリニック      | 下川東  | 24-0600 | 66 | ベテスダクリニック           | 年見町  | 22-1700 | 89 | 吉見病院<br>※入院患者のみ           | 高城町  | 58-2335 |
| 21 | 大橋クリニック                                    | 庄内町  | 37-0539 | 44 | 橘病院                     | 中町   | 23-7236 | 67 | まつもと心臓血管<br>外科クリニック | 東町   | 36-8926 | 90 | 吉見クリニック                   | 高城町  | 58-5633 |
| 22 | 柏村内科                                       | 上町   | 22-2616 | 45 | 伊達クリニック                 | 牟田町  | 36-7088 | 68 | 松山医院                | 上川東  | 24-1046 | 91 | ライフクリニック                  | 安久町  | 39-2525 |
| 23 | 仮屋医院                                       | 上水流町 | 36-0521 | 46 | どいクリニック                 | 上東町  | 22-1825 | 69 | 政所医院                | 高城町  | 58-2171 |    |                           |      |         |

## ◆医療・介護が必要な「もしものとき」に備えて

町内でも高齢化が進み、病気や要介護状態になる高齢者が増えることが見込まれます。

「都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会」では、住み慣れた地域で人生の最後まで安心して暮らせるように、医療と介護の連携を図っています。今回は、「もしものとき」に備えて、次の漫画冊子と動画(DVD)を作成しました。

どちらも、同協議会の公式サイト【在宅ぼんちネット】で公開していますのでご覧ください。また、町地域包括支援センターでは、漫画冊子の配付とDVDの貸し出しを行っています。

### ■都城ぼんちでやろうよ！人生会議

「もしものとき」に備えて、元気なうちから、自分の希望する医療や介護について、大切な人たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議」を推奨しています。

※在宅ぼんちネット>ぼんち・みまたん講座で公開しています。



### ■病気になっても安心して暮らし続けるために ～退院編～

介護を必要とする患者さんが、医療機関を退院し在宅で生活するときに、食事や必要な介護サービスなど、心配なことがあるのではないのでしょうか。

そこで、退院に備えてどのようなことが行われるかを示した動画(DVD)を作成しました。

※在宅ぼんちネット>みんなあんしん入退院で公開しています。



★お申し込み・お問い合わせは、

高齢者支援課 地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9063(直通)をお願いします。

## ◆高齢者補聴器購入補助金のお知らせ

町では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴で生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を補助します。希望する人は、必要書類を渡しますので高齢者支援課までお越しください。(書類は、町公式サイトからダウンロードもできます。)

### ■補助対象者 =

- 町内に住所がある満65歳以上の人
- 耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた人(中等度難聴程度・医師の判断による例外あり。)
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 町税などの滞納のない人

### ■補助の流れ =

|            |   |
|------------|---|
| ① 申請書の入手   | 高齢者支援課で、申請書と医師意見書を受け取る。   |
| ② 耳鼻咽喉科の受診 | 医師意見書用紙を持って、耳鼻咽喉科を受診する。<br>(受診料・検査料・文書料等は自己負担。)   |
| ③ 申請・決定    | ア 申請書、医師意見書、滞納のない証明書を介護高齢者係に提出。<br>イ 町から補助決定通知書と請求書の用紙が届く。                                |
| ④ 購入       | 補聴器を購入し、購入店舗から領収書(宛名は申請者本人)をもらう。請求書に領収書と保証書の写しを添付し、介護高齢者係に提出する。<br>※ 決定通知前に購入したものは、補助対象外。 |
| ⑤ 補助       | 指定口座に補助金が振り込まれる。  |

### ■助成内容 =

30,000円を上限に、1人1回限りの助成です。

※助成対象は、管理医療器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)

※故障、修理、メンテナンスなどは対象外です。

※予算の範囲内での支給となります。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)をお願いします。



公式サイトは  
こちらから

◆5月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■5月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 回収日：5月24日(水)<br>時 間：午後1時30分～3時<br>※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：<br>5月31日(水)    |
| 場 所  | 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)   |
| 処理料金 | 農ビフィルム 1kgあたり11円(税込)<br>ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込)<br>その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い |

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、  
町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、  
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)  
☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆令和5年度 都城北諸地域農作業料金および賃金表について

【令和5年度 標準農作業料金および賃金表】

都城市農業委員会・三股町農業委員会

| 作 業 種 類   |               |              | 10a 当 たり<br>標 準 料 金 | 備 考   |
|-----------|---------------|--------------|---------------------|---|
| 水 稲       | 田 植 準 備 作 業   | 荒 初 田        | 5,100円              | ①耕耘作業および田植作業においての水管理、硬化床からほ場までの苗運搬は、委託者が実施する。<br>②中代を希望する場合は、別途料金(3,300円)とする。   |
|           |               | 起 イタリアン跡     | 6,550円              |   |
|           | 植代 初 田・イタリアン跡 | 6,580円       |                     |   |
| 作 業       | 田 植           |              | 6,600円              | ①補植は含まない。<br>②田植機の施肥機については、別途受委託者間で設定することができる。  |
|           | 刈 取 脱 穀       | バインダー刈取      | 7,700円              | ①バインダーはヒモ代を含む。<br>②コンバインおよび脱穀機の結束機つきは、ヒモ代を含めて1,650円の割増とする。カッター使用は、1,430円の割増とする。<br>③全面倒伏、冠水田のコンバイン刈取(水稲)は、5,500円の割増とする。 |
|           |               | 脱 穀 作 業      | 7,150円              |   |
| 穀         | コンバイン刈取       | 1万9,800円     |                     |   |
| ソバ大豆作業    | 刈取脱穀          | コンバイン刈取      | 1万2,100円            |   |
| 一 般 畑 作 業 | ロータリー耕耘       | イタリアン跡       | 5,540円              | イタリアン跡耕耘の2回目は、10アール当り3,710円とする。   |
|           |               | とうもろこし・ソルゴー跡 | 4,620円              |   |
|           |               | ソバ・大豆跡       | 4,280円              |   |
|           | マルチ作業(枕地含む)   |              | 1,320円              | 200ml本当り、資材費は委託者負担とする。  |
| 労 務 費     | 農作業労務費        |              | 853円～               | 1時間当たり(令和4年10月6日から)宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金  |

農 作 業 の 効 率 化 と コ ス ト 低 減 に 努 め ま し ょ う 。

※注意事項 1 作業の難易、ほ場の面積、形状などにより割増割引の料金は、この表に関わらず、別途受委託者間で設定することができます。  
2 この料金には、消費税(10%)が含まれています。

★お問い合わせは、農業振興課 農業委員会(3階 ③番窓口)  
☎:52-9087(直通)をお願いします。

## ◆畜産農家の皆さんへ

# 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、本県でも確認され、全国では過去最多の殺処分羽数となりました。さらなる発生を防ぐため、引き続き高いレベルでの警戒が求められています。口蹄疫も国外で継続して発生していますので、伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と  
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

### 《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え  
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検  
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制  
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報  
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。  
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、  
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)  
☎:52-9088(直通)をお願いします。



## 相談

### ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています。(祝日の場合は、翌日に実施します。)  
また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 4月27日(木)

■時間 = 午後1時~4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。

### 「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会  
☎:52-1246 をお願いします。



## ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談 =

|       |  |
|-------|--|
| 期 日   | 5月9日(火)  |
| 時 間   | 午前10時～午後3時   |
| 場 所   | JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」                                |
| 相 談 員 | くろき まさひろ 黒木 正弘、 ぼぼ しんご 馬場 真吾<br>※相談員は、変更になる場合があります |

### ■常設人権相談 =

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 日 時   | 平日の午前8時30分～午後5時15分            |
| 場 所   | 宮崎地方法務局 都城支局<br>(都城合同庁舎5階相談室) |
| 相 談 員 | 人権擁護委員・法務局職員                  |

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



## ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

|      |                 |                |
|------|-----------------|----------------|
| 期 日  | 5月1日(月)         | 5月15日(月)       |
| 相談委員 | やしき かずひさ 屋敷 和久  | にしどめ ふみお 西留 文夫 |
| 時 間  | 午前10時～正午        |                |
| 場 所  | 町総合福祉センター「元気の杜」 |                |

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)をお願いします。

## ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

|      |  |
|------|--|
| 期 日  | 【都城市】 5月26日(金)   |
| 時 間  | 【都城市】 午後1時～4時  |
| 場 所  | 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)  |
| 内 容  | 消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。<br>※個人の秘密は固く守られます。   |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容を把握するため、<b>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</b></li> <li>・消費生活に関する法律相談です<b>(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)</b>。</li> <li>・日程は変更になる場合があります。</li> <li>・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。</li> </ul> |

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999  
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

## ◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

|        |  |
|--------|--|
| 期 日    | 5月17日(水)   |
| 時 間    | 午後1時30分～4時30分  |
| 場 所    | 町総合福祉センター「元気の杜」  |
| 内 容    | 土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。<br>※秘密は固く守られます。 |
| 申し込み方法 | 相談は <b>予約制</b> です。<br>人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。                                    |

★お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 相 談 日 | 毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く) |
| 時 間   | 午前9時～午後5時         |
| 場 所   | 町総合福祉センター「元気の杜」   |

★お問い合わせは、  
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。